



様式第4号(第6条関係)

平成 29年 4月 27日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員 安澤 豊

政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費

金 60000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	331	
研修費	11591	
会議費		
資料購入費		
事務費	34624	
合 計	46546	

3 残 額 金 13454 円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。
2 政務活動報告書を添付すること。
3 年度終了後30日以内に提出する。

別紙

平成 28 年 4 月 26 日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員 安澤 豊

政務活動費分割支払計画書

政務活動費の分割支払計画について下記のとおり提出します。

購入品名	富士通 FMV A53UB (パソコン)			
購入日	平成 27 年 12 月 21 日			
購入金額	¥ 132,624			
支払い額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	58,000 円	54,624 円	30,000 円	30,000 円

- (注) 1 購入品名については製品名・品番等のみでは無く、用途が分かるように記入すること。
2 購入品の領収書等の写しを添付すること。

①

整理番号 26
領収書発行日 平成28年5月12日

領 収 書

安澤 豊 様

¥10,000※

但し、研修費として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー
受講者氏名 : 安澤 豊

入金日 : 平成28年5月10日
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 青木 高



4 平成28年度 研修の概要

(1) 政策篇 (対象者：市町村長、副市町村長、議会議員、行政委員、部課長級の管理職)

※日数には入寮日を含みます。
入寮時間は受講決定通知書でご確認ください。

研修科目		研修の目標及び内容(注1：P26)	回数	定員	研修期間	日数	申込期限(区分)	科目受講上の留意事項
首長	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～ <small><総務省等と共催></small>	市町村の行政運営をめぐる重要課題と対応方策、我が国の政治や経済、社会の動向と自治体経営のあり方などについての講演をお聞きいただけます。	2	80 80	①4月21日～4月22日 ②H29年1月12日～1月13日	2	①第1回 ②第8回	対象：市町村長、副市町村長 「特別セミナー及び特別講座参加申込書」でお申し込みください。
	市町村長特別セミナー ～住みよい地域づくりにむけて～	市町村が地域の特性を生かし、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために必要な、少子高齢化・人口減少への対応、地域資源の活用、地域経済の活性化などの諸課題を取り上げ、住みよい地域づくりをテーマとした講演をお聞きいただけます。	1	80	7月14日～7月15日	2	第3回	同上
	市町村長特別セミナー ～人口減少時代の政策課題～	人口減少の時代を迎え、これからの基礎自治体を目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の主要な政策課題とその対応方策についての講演をお聞きいただけます。	1	80	8月18日～8月19日	2	第4回	同上
	市町村長特別セミナー ～災害に強い地域づくり～	これまでの大災害の教訓を踏まえ、危機管理のあり方、都市計画を含めた防災・減災への取組みなどの講演をお聞きいただけます。	1	80	11月1日～11月2日	2	第7回	同上
議員	市町村議会議員特別セミナー ～自治体経営の課題～	市町村の行政運営をめぐる重要課題や議会をとりまく課題と対応の方向、社会構造の変化を見据えてのわが国の政治・経済の動向等についての講演をお聞きいただけます。	2	120 120	①5月12日～5月13日 ②H29年1月26日～1月27日	2	①第2回 ②第8回	議会事務局を通じて「特別セミナー及び特別講座参加申込書」でお申し込みください。
	市町村議会議員特別セミナー ～災害に強い地域づくり～	地域の防災・減災への取組み、危機管理のあり方、災害発生時の議会及び議員の役割等について、講演をお聞きいただけます。	1	120	10月24日～10月25日	2	第6回	同上
	市町村議会議員特別講座 ～政策の企画立案～	市町村が直面する様々な課題に対処する政策形成のポイントなどに関する講義と演習により、市町村議会議員として政策を企画立案するために必要な実践的な能力の向上を図ります。	2	30 30	①7月27日～7月29日 ②10月26日～10月28日	3	①第3回 ②第6回	同上
委員 行政	監査委員特別講座	監査委員制度と役割、公会計改革等の重要課題に関する講義と演習により、実践的な能力の向上を図ります。	1	100	11月21日～11月22日	2	第7回	監査(委員)事務局を通じて「特別セミナー及び特別講座参加申込書」でお申し込みください。
管理職	管理職特別セミナー ～住みよい地域づくりにむけて～ (市町村長特別セミナーに参加)	市町村が地域の特性を生かし、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために必要な、少子高齢化・人口減少への対応、地域資源の活用、地域経済の活性化などの諸課題を取り上げ、住みよい地域づくりについて学んでいただけます。	1	30	7月14日～7月15日	2	第3回	対象：部課長級の管理職 「研修受講申込書(様式1)」でお申し込みください。
	管理職特別セミナー ～人口減少時代の政策課題～ (市町村長特別セミナーに参加)	人口減少の時代を迎え、これからの基礎自治体を目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の主要な政策課題とその対応方策について学んでいただけます。	1	30	8月18日～8月19日	2	第4回	同上
	管理職特別セミナー ～災害に強い地域づくり～ (市町村長特別セミナーに参加)	これまでの大災害の教訓を踏まえ、危機管理のあり方、都市計画を含めた防災・減災への取組みなどについて学んでいただけます。	1	30	11月1日～11月2日	2	第7回	同上
	管理職のための自治体経営戦略	これからの自治体経営の戦略や、地方財政運営、財政健全化のための経営手法、住民の思いを実現する中長期計画の策定手法など、最新の動向を踏まえた講義や演習により、自治体経営能力と政策企画能力の向上を図ります。	1	40	10月3日～10月7日	5	第6回	管理職対象の一般研修です。
	管理職に必要な変革時代のリーダーシップ	リーダーシップのあり方、多様な主体との連携の中で課題を解決するソーシャルマネジメント、多様な人材を組織で活かすダイバーシティマネジメントに関する講義及び演習により、変革の時代に求められるリーダーシップの向上を図ります。	1	40	7月19日～7月21日	3	第3回	管理職対象の短期講座です。
	管理職に必要な組織マネジメント	市町村行政をめぐる重要課題、自治体経営のあり方、公務員制度改革の動向、部下の育成等に関する講義と演習により、組織マネジメント能力の向上を図ります。	1	40	11月16日～11月18日	3	第7回	同上

②

市町村議会議員特別セミナー参加 交通費

(単位:円)

日付	金額	支払い内容	理由	支払い先
5月12日	¥1,300	ETC高速料金 浦和南～東関東道接	研修参加のため	
5月12日	¥410	ETC高速料金 湾岸市川～湾岸習志野	研修参加のため	
5月12日	¥1,300	ETC高速料金 高島平～東関東道接	研修参加のため	
5月12日	¥410	ETC高速料金 湾岸市川～湾岸習志野	研修参加のため	
5月13日	¥1,400	駐車料金	研修参加のため	
5月13日	¥1,400	駐車料金	研修参加のため	
5月13日	¥410	ETC高速料金 湾岸習志野～湾岸市川	研修参加のため	
5月13日	¥1,300	ETC高速料金 市川本線～浦和南	研修参加のため	
5月13日	¥410	ETC高速料金 湾岸習志野～湾岸市川	研修参加のため	
5月13日	¥2,270	ETC高速料金 市川本線～所沢	研修参加のため	
5月13日	¥1,629	燃料費	研修参加のため	
5月13日	¥2,080	燃料費	研修参加のため	
合計	¥14,319			

14319円 ÷ 9人 = 1591円(一人当たり)

内藤議員・山口議員・抜井議員・井田議員・久保議員・小松議員・細谷議員・細田議員・安澤議員の参加者9人で按分

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2016年05月13日 15:04

売上

上 様 M

6-320514-4

現金フリー

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-16

18.09L(個)

*

@115 ¥2,080

合計 ¥2,080

(内消費税等(8.00%) ¥154)

お預り ¥10,000

お釣り ¥7,920

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 鹿島屋

DDセルフふじみ野中央店

埼玉県 ふじみ野市

大井1-6-37

TEL:049-293-8471 SS-320514

レシートNo 3000-06 7-7No4721-4721

0999ドラスル洗 2016/05/13

ENEOS

納品書(領収書)

カーポート・トゥエンティワン

三芳SS

三芳町藤久保831

TEL:0492-59-6704

2016/05/13(金)18:47 2016/05/13

92-487005-9010000-00 04870

売上 WaiWaiブリカ(自店)

5847 000011

レギュラー ¥1629

15.51L,] @105 L- 3 P- 7

(内消費税 @53.8 ¥834)

合計 ¥1,629

(内消費税等 ¥121)

ブリカ利用金額 : ¥1629

ブリカリアルNo. : 90336060

ブリカ前回残高 : ¥10000

ブリカ今回残高 : ¥8371

※上記にて納品書とさせていただきます

No.9908

担当:セルフ

千葉県幕張新都心地下駐車場
(県営幕張地下第2駐車場)
043-296-3301

領収証

入車日時 2016年05月12日 11時47分

出車日時 2016年05月13日 13時06分

No.01-000324 券No.10-072661

駐車料金(一般) 1400円

料金計 1,400円

投入現金 1,400円

釣銭額 0円

X
2

ご利用口	ご利用内容	ご利用金額(円)	区分	回数	お支払金額(円)
《ショッピング取組(国内)》					
	普通車	2,140		1回	2,140
	普通車	2,140		1回	2,140
2016: 5/12	ETC 浦和南 - 東関東道接	1,300		1回	1,300
2016: 5/12	ETC 湾岸市川 - 湾岸習志野	410		1回	410
2016: 5/13	ETC 市川本線 - 浦和南	1,300		1回	1,300
2016: 5/13	ETC 湾岸習志野 - 湾岸市川	410		1回	410
◆お支払小計					7,700
◆◆今回のお支払金額総合計					7,700

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、※1=※-※1回払い、リ※=ショッピングリ※払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングストア払い、CJ=キャッシングリ※払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い
●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●備考:※イ対象の利用に*印 ●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

ご利用のカードが、お預けのカードです。(お預けのカードは、お預けのカードです。)

・お預けのカードは、お預けのカードです。(お預けのカードは、お預けのカードです。)

・お預けのカードは、お預けのカードです。(お預けのカードは、お預けのカードです。)

カード決済を認めた上で発行される公共料金、保険の明細

種別	ご利用先(お預けのカードです)	ご利用料金
電気料金	*****	*****
ガス料金	*****	*****

※お預けのカードは、お預けのカードです。ご利用料金はご利用明細に記されています。

ご利用内容	ご利用可能枠
ご利用可能枠	800000
ショッピング枠	800000
内、制限枠	500000
(リボ払い、ボーナス払い)	500000
キャッシング枠	100000
ショッピングリボ返済利率	15.0%
キャッシング返済利率	キャッシング利率
ショッピング返済コース	返済コース

ご利用明細

※ご利用のカードを複数枚保有の方はそのほかのカードのご利用も明細に記されています。(お預けのカードは、お預けのカードです。)

ご利用日	ご利用先	ご利用金額
16 5/12	*****	6340ETC利用分
16 5/12	*****	7230ETC利用分
16 5/12	*****	9570ETC利用分 (2件分表示)
16 5/12	*****	9700ETC利用分
16 5/12	*****	1710ETC利用分 (2件分表示)
16 5/13	*****	920ETC利用分 (2件分表示)
16 5/13	*****	1760ETC利用分 (2件分表示)
<今回ご利用金額合計>		37230

今回のお支払日	2017年4月10日(月)
お支払金額合計	¥1,500

ポイント照会
ポイント照会
Honda Cカード会員様限定

国内宿泊施設などが最大90%OFFになるおトクな優待割引サービスです。
おトクなサービスの詳細はこちら

3

2017年4月10日お振替分のカードご利用明細

ご利用者	ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細			摘要	備考
			ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	訂正サイン	お支払金額(円)		
1008	2017/02/10	ETC 坂戸西スマー三芳スマー 普通車	750	1回			750		*
1008	2017/02/10	ETC 三芳スマー坂戸西スマ 普通車	750	1回			750		*
1008	2017/02/10	ETC 三芳スマー坂戸西スマ 普通車	750	1回			750		*
今回のお支払金額合計(円)							1,500		

●本明細では、割賦販売法の法定用語は次のとおり読み替えます。(※「読替前→読替後」)
「現金販売価格、現金提供価格→ショッピング利用代金、ご利用金額」
「支払総額→分割支払金合計額」
「包括信用購入あっせんの手数料→ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料」
「分割支払額→毎月の支払額、お支払金額など」
「支払回数→支払区分」

事務上の都合により、一部ご利用分の請求月が遅れる場合があります。
ご利用日：海外利用の場合など、加盟店でのご利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示することがあります。

¥1,500

19 6月 ÷ 6名 = 331円

参加者
坂井
山口
井田
船谷
糸田
安澤

6名で按分

安澤分 331円

メンテセルフふじみ野店



メンテセルフふじみ野
TEL 049-256-3055
出光リテール販売(株)
本社 東京都中央区新富一丁目18-8 8F
TEL 0436-63-6711

売上 2017年2月10日
上 13:28 機手
現金フリー 00-319738-90001-0001-9
出光ゼアス P-21(内) 486円
3.95L 8123.0
01200.00

合計 486円
(内、消費税等(8.00%) 36円
預り金 1,000円
予約金 514円

伝No: 11054 担当:8800

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管置く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。

<金約金貸予買り券>

約金のお受け取りまたは入金紙幣の払い
戻しは、「自動精算機」にてお願いしま
す。

2017年2月10日 13:28
J-No. 07
お預り金額 ¥1,000
お買上金額 ¥486
約金金額 ¥514

預り番号 641-1800



様式第5号(第6条関係)

平成 29 年 4 月 27 日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員
氏 名

安澤 豊

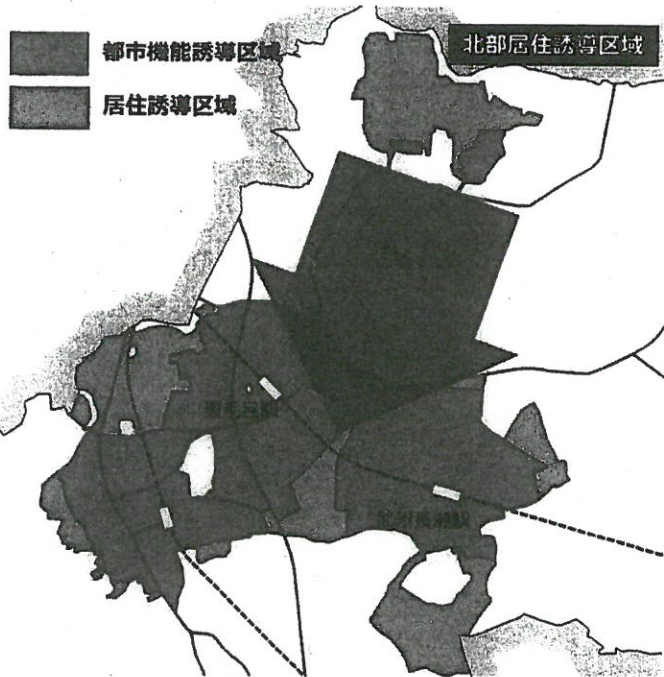
政務活動報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記により平成28年度政務活動報告書を提出します。

記

1 調査事項	毛呂山町立地適正化計画について
2 調査場所	毛呂山町役場
3 調査日	平成29年 2月10日(金)~平成 年 月 日()
4 参加者	安澤 豊 山口 正史 井田 和宏 細谷 三男 細田 之恵 坂井 尚晃
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	埼玉県内で初めの人口減少や高齢化などに対応 するため、バス停や駅を中心に医療や商業施設 などを集約することで生活の利便性を高めるための 「まち適正化計画」である 三芳町でも参考に取組むことと検討すべきと 感じている。

公共交通ネットワーク



交通上の課題

本町は、比較的コンパクトにまとまった中心市街地に鉄道駅が3駅存在するため、比較的公共交通を利用しやすい環境にあります。しかし、北部居住誘導区域（目白台地区）は、鉄道駅を中心とする公共交通ネットワークとの関係性が希薄であるという課題が存在します。これは、将来的な高齢化はもちろん、子どもたちの通学にも大きな影響をおよぼします。

解決の方向性

このような交通ネットワークにおける課題を解決する方向性として、北部居住誘導区域と町内鉄道駅を路線バスで結ぶことについて検討します。かつて路線バスが存在していたときは、東毛呂駅へのルートでしたが、北口の基盤整備が完了した武州長瀬駅へのルートも視野にいた、幅広い検討を行います。

都市再生特別措置法に基づく届出の対象となる行為

【居住誘導区域に関する届出】

立地適正化計画の運用のため、次の行為が届出の対象となります。

- ① 居住誘導区域外における3戸以上の住宅開発
- ② 居住誘導区域外における開発規模1,000㎡以上の1～2戸の住宅開発

【都市機能誘導区域と誘導施設に関する届出】

都市機能誘導区域外の、以下の誘導施設と同じ機能を持つ施設の開発行為等の行為が届出の対象となります。

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| ① 子育て支援施設 | ② 高齢者福祉施設 | ③ 健康増進施設 |
| ④ 多世代交流施設 | ⑤ 障がい者福祉施設 | ⑥ 医療施設 |
| ⑦ 診療所 | ⑧ 商業施設 | ⑨ 事業系施設 |

※居住者の利便性等の向上に資するものに限ります

※詳細につきましてはお問い合わせください。

【届出期間】

届出は工事着手の30日前までに行う必要があります。

お問合せ先

- | | |
|---------------------|--|
| 都市計画・立地適正化計画の内容について | 毛呂山町まちづくり整備課都市計画係
Tel: 049-295-2112 (内線: 143) |
| 都市再生特別措置法に基づく届出について | 毛呂山町まちづくり整備課開発建築係
Tel: 049-295-2112 (内線: 144・145) |

元気な毛呂山町を子どもたちに「つなぐ」ために...

毛呂山町立地適正化計画（概要版）

計画策定の背景

全国的な少子高齢化に伴う人口減少トレンドは、本町においても例外ではありません。中心市街地における空き家・空き店舗問題も顕在化し、中心市街地の魅力が低下することにより、人口減少トレンドに拍車がかかる恐れがあります。また、人口減少を一因とする財政収支の悪化も懸念される状況にあり、従来型のまちづくりからの、大きな方向転換が求められます。

このような背景から、持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上、多世代が居住しやすい環境の創出を目的として、市街化区域におけるまちづくりのマスタープランとなる「毛呂山町立地適正化計画」を策定いたしました。

毛呂山町の課題と解決の方向性

- ・逃れられない「人口減少」
- ・懸念される「中心市街地の空洞化」
- ・予測される「財政収支の悪化」
- 人口減少や収支悪化に耐えうる持続可能な都市経営の創出
- 中心市街地の魅力向上による、人口減少トレンドの鈍化
- 多世代が居住しやすい環境の創出

基本コンセプト



- ・都市機能の誘導による、市街地の魅力向上
- ・中心市街地への居住誘導
- ・上記の各種誘導による、空き家、空き店舗問題の解消



- ・生活サービス機能の維持、確保による人口密度の維持
- ・多世代が居住しやすい環境の創出により、将来的な人口密度の維持



- ・土地利用二ーズの活性化
- ・誘導区域内外における土地利用の適正化により、町域全体の活性化
- ・元気なまちを子どもたちに託すことで、「まちをつなぐ」

立地適正化計画とは？

「都市再生特別措置法」の一部改正（平成26年8月施行）により、市町村が作成できるようになった計画です。本町のような地方都市においては、人口密度の維持により市街地の空洞化を防ぐことを目的とし、生活サービス機能の計画的な誘導が大きな目的となります。計画策定においては、おおむね20年後の市街化区域の状況を展望することになります。

また、立地適正化計画は、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

立地適正化計画の基本イメージ

立地適正化計画では、医療や商業施設といった生活サービス機能と住居などがまとまって立地することで、まちの生活利便性を高められるよう、コンパクトで魅力的なまちづくりと公共交通ネットワークの連携が重要なポイントとなります。

計画には、「居住誘導区域」と、生活サービス機能を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域にはその区域に誘導する施設（誘導施設）を定めます。また、これらの区域を結ぶ公共交通ネットワークについても記載することになります。

居住誘導区域

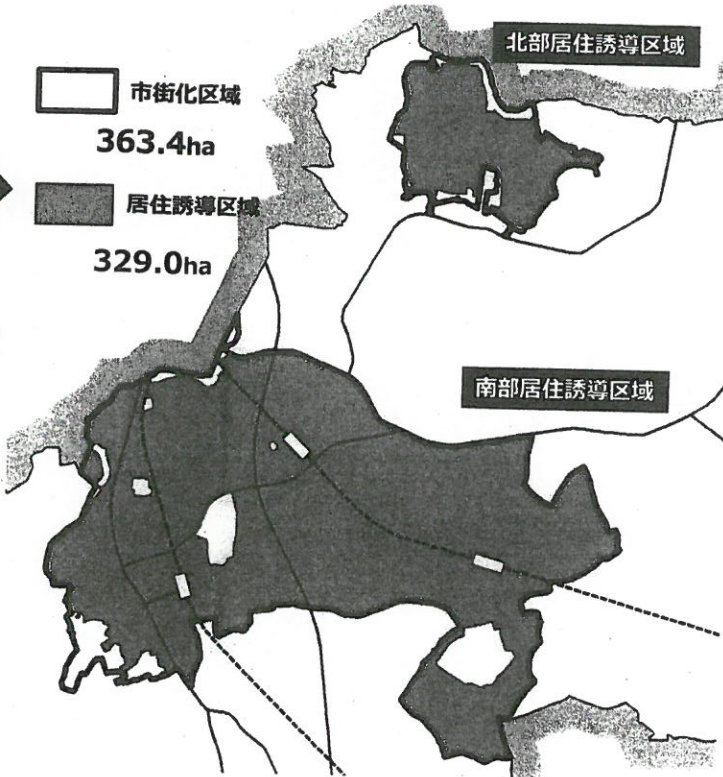


居住誘導区域は、法令により、市街化調整区域や災害危険区域（住宅の建築が禁止されているもの）、保安林の区域などに設定することができません。
毛呂山町では、市街化区域のみが検討の対象となります。



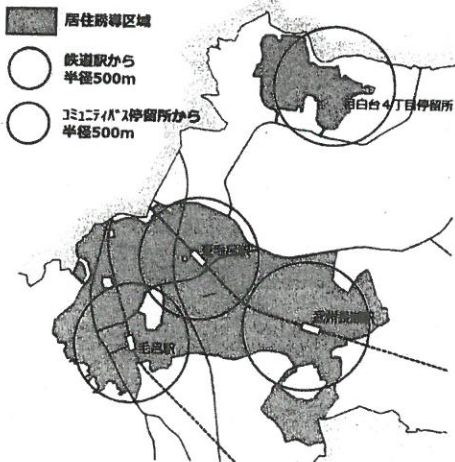
- ・おおむね20年後の人口密度40人/ha以上のエリアの抽出
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の除外
- ・境内地や墓地などの居住地に転用される見込みのないエリアの除外
- ・河川区域やがけ地などの除外

市街化区域
363.4ha
居住誘導区域
329.0ha



都市機能誘導区域

誘導施設



市街化区域の居住者のみならず、市街化調整区域の居住者も含め、すべての人々が都市機能にアクセスできることをめざし、都市機能誘導区域の設定は、鉄道駅などの公共交通拠点を中心とした「徒歩圏」としました。

中部 都市機能誘導区域 (東毛呂駅周辺地区)

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所 (主に内科、小児科)
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設
- 既存施設の機能強化などが想定されるもの
 - ・商業施設
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設

西部 都市機能誘導区域 (毛呂駅周辺地区)

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所 (主に内科、小児科)
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設
- 既存施設の機能強化などが想定されるもの
 - ・商業施設 (主に空き店舗対策)
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設 (主に空き店舗対策)
 - ・医療施設 (埼玉医科大学病院などの機能拡張)

北部 都市機能誘導区域 (目白台地区)

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所 (特に小児科を含む内科)
 - ・商業施設
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設

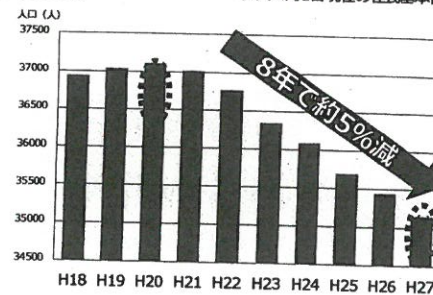
東部 都市機能誘導区域 (武州長瀬駅周辺地区)

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・商業施設 (主に空き店舗対策)
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設 (主に空き店舗対策)
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設

都市機能誘導区域
居住誘導区域

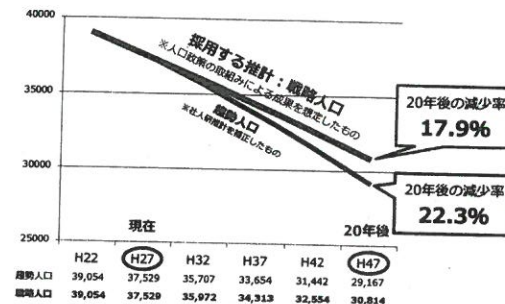
直近10年の人口の人口推移

毛呂山町では、平成20年をピークに、人口が減少しているのがわかります。
(各年4月1日現在の住民基本台帳人口)



将来人口推移の見通し

毛呂山町人口ビジョンによる人口推計では、おおむね20年後において人口が約2割減少する見通しです。なお、本計画においては、上位計画と同様に戦略人口を推計人口として採用しています。



おおむね20年後の人口密度

おおむね20年後でも、毛呂山町の市街化区域における人口密度は、大部分で40人/ha以上の高水準を維持できる見通しです。なお、一部の40人/haを下回るエリアにおいても、詳細検討の結果、40人/ha以上を維持できることが示されました。

凡例
市街化区域
40人/ha未満
40人/ha以上
50人/ha以上
60人/ha以上
70人/ha以上
80人/ha以上
90人/ha以上
100人/ha以上

